

金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」との対比表に関する補足説明

金融庁 の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」および「プロダクトガバナンスに関する補充原則」について、当社は以下の項目について「対比表」では「非該当」といたしました。以下、「非該当」と判断した理由についてご説明いたします。

①原則 5 注 2 および原則 6 注 2

当社は複数の金融商品・サービスをパッケージした販売を行っておりません。そのため、当社は原則 5 注 2 および原則 6 注 2 について「非該当」であるいたしました。

②原則 6 注 6 および原則 6 注 7

当社は他の金融事業者が組成した商品を販売しておりません。そのため、当社は原則 6 注 6 および原則 6 注 7 について「非該当」であるいたしました。

③補充原則 4 注 3

当社は運用の外部委託を行っておりません。そのため、当社は補充原則 4 注 3 について「非該当」であるいたしました。

④補充原則 5、補充原則 5 注 1 および補充原則 5 注 2

当社は市場リスクをお客さまにご負担いただく金融商品の取扱いを行っておりません。そのため、当社は補充原則 5、補充原則 5 注 1 および補充原則 5 注 2 について「非該当」であるいたしました。